

事 務 連 絡
令和3年10月4日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課

中国向けに輸出する食品の製造等企業 御中

中国海関総署食品局による輸入食品海外製造企業に係る農林水産省における登録申請について

中国海関総署は、令和3年4月12日に、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下、「新規定」という。）を交布しました。施行予定は2022年1月1日となっています。新規定に対応するため農水省では、輸出国による登録を求められている品目を製造等する企業の登録を進めているところです。

今般、海関総署から、2017年1月1日以降中国への輸出実績がある品目（別添1：既貿易輸入食品リスト）に掲載された品目の関連企業を、定められた様式（別添2：輸入食品海外製造企業推薦登録リスト様式）に記入し、2021年10月31日までに海関総署に提出するように、との連絡がありました。

上記の連絡を受けて、農林水産省では別添1の品目の製品の関連企業についてとりまとめ、10月31日までに海関総署に提出します。このため、当該企業におかれては10月22日までに「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」（以下、「取扱要綱」）に基づく登録申請をお願いいたします。登録申請は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用します。「取扱要綱」はレターの内容を踏まえ、10月8日までに改正予定ですので、eMAFFによる申請にあたって必要な準備をお願いいたします。

なお、別添2で提出した関連企業以外で登録が必要な企業については、11月1日以降も登録申請を受け付けます。

○添付資料

別添1：既貿易輸入食品リスト

別添2：輸入食品海外製造企業推薦登録リスト様式

○参考資料

中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china_kisei

中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について（概要説明、リーフレット、eMAFF申請にあたって必要な準備等）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>

[担当・お問い合わせ先]

農林水産省輸出・国際局輸出支援課

国内円滑化対応チーム

TEL: 03-3501-4079、03-6744-1778